

古賀市景観条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和元年5月28日

古賀市長

田辺 一城

古賀市規則第3号

古賀市景観条例の施行期日を定める規則

古賀市景観条例（平成31年条例第12号）の施行期日は、令和2年1月1日とし、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出の着手予定日が令和2年2月1日以降のものについて適用する。